

そこが知りたい！

国際税務ニュースレター

今回のテーマ： インド移転価格税制

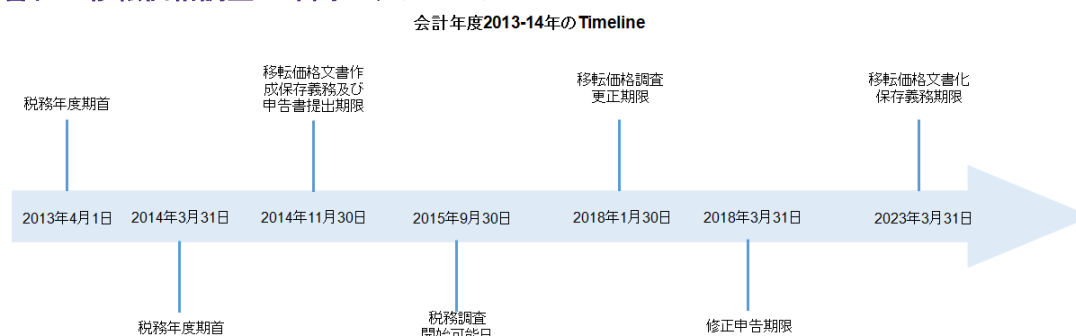
1. インド移転価格税制の特徴

インドでは、既に 2001 年 4 月 1 日より移転価格税制が導入されていますが、2012 年 4 月 1 日からは、国外関連者との国際取引に加え、タックスホリデー等の優遇規定による国内企業間での税率差異を利用した所得移転を防止するため、Specified Domestic Transactions(“SDT”)という「みなし国際取引」についても移転価格税制が適用されています。具体的には、タックスホリデーの適用を受けた国際取引又は国内取引のうち、年間 5 千万ルピー以上の取引金額があるものについては、取引価格の適正性を証明するための文書化¹及び監査証明²が要求されます。タックスホリデー税制の適用を受けた企業への所得移転を規制するための措置であり、満たせない場合、ペナルティが課されることも大きな特徴と言えます。

また、2012-2013 年の会計年度から、インド所得税法セクション 92CB によってセーフハーバールール³が導入されました。この規定の適用を受けるかどうかは任意であり、適用を受けない場合には通常通りの独立企業原則が適用されます。対象となる国外関連取引は無形資産・IT サービス・金銭貸借・受託 R&D 等多岐に渡り、申告書の提出期限までに申請書(Form 3CEG)の提出が義務付けられています。

なお、2012 年 8 月 30 日に Advance Pricing Agreement(“APA”事前確認制度)が導入され、将来 5 年間を最長として APA を締結することが可能とされました⁴。APA 制度導入により、インド移転価格課税の解決方法が訴訟一辺倒から変化するのではないか、との期待が寄せられています。

2. 文書化と移転価格調査の年間スケジュール



3. ペナルティ

コンプライアンス違反の内容	ペナルティの金額
税務調査によって所得漏れ又は費用否認がなされた場合（所得修正）	修正申告によって申告する税額の 100-300%
移転価格文書の保管又は提出をしなかった場合	対象取引金額の 2%
移転価格文書の記載事項に虚偽があった場合	対象取引金額の 2%
証明書(Form 3CEB)の提出をしなかった場合	対象取引金額の 2%
所得税法セクション 92E の提出要件を満たしていない場合	100,000 ルピー

お見逃しなく！

インド移転価格税制では、税務調査の際に文書提出を求められた場合、30 日以内（一定の申請をした場合のみ一回に限り +30 日）に提出義務があります。従って、毎年の税務申告期限までに Form 3CEB 及び移転価格文書の準備は不可欠といえるでしょう。

¹ 移転価格税制に規定する 13 タイプの取引のいずれかを行い、かつその取引金額が年間 1 千万ルピー以上の場合、移転価格文書(英語)の作成及び保存(最低 8 年間)が義務付けられます。SDT については年間 5 千万ルピー以上の取引がある場合に同様の義務が生じます。

² 法定申告期限の 11 月 30 日までに監査人が Form 3CEB に署名をし、文書化が適正に行われていることを証する必要があります。

³ 事前に定めた一定の条件を満たす場合、税務当局がその移転価格を受入れる制度のことを言います。

⁴ 本規定は、2013-2014 会計年度から適用されます。